

1 概況

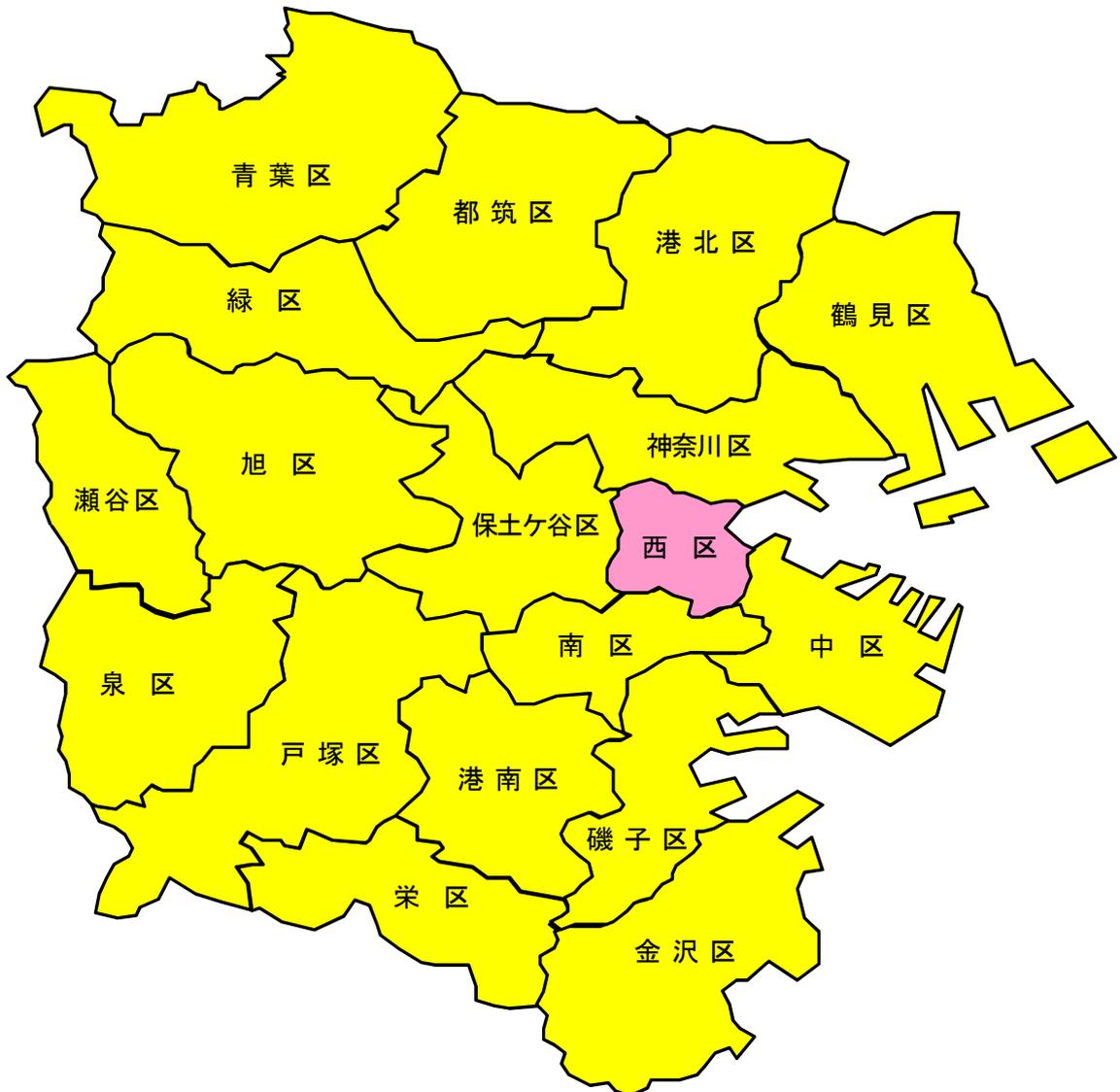
(1) はじめに

横浜川崎治水事務所は、県総面積の約2割、同総人口の約4割を占める『横浜市(全域)』の「河川(県管理)」、「急傾斜地(がけ地)」、「県立都市公園・緑地等」を所管しており、大型台風等による高潮や大雨が発生した時の‘浸水’や‘がけ崩れ’対策事業と、魅力的な都市公園づくりなどの事業を進めています。

また、これら事業に係る工事契約業務や許認可業務に加え、河川内の不法係留船対策なども行っています。

当事務所の体制としては、所長以下、管理課・工事契約課・許認可指導課・河川第一課・河川第二課・急傾斜地第一課・急傾斜地第二課・公園課の計8課から成り、神奈川県横浜西合同庁舎(横浜市西区)の1階・2階および4階に執務室があります。

横浜市(全域)の区別図【計18区】



※ 『川崎市内(全域)』を所管する、横浜川崎治水事務所 川崎治水センター については、別冊「川崎治水センター事業概要」をご参照ください。

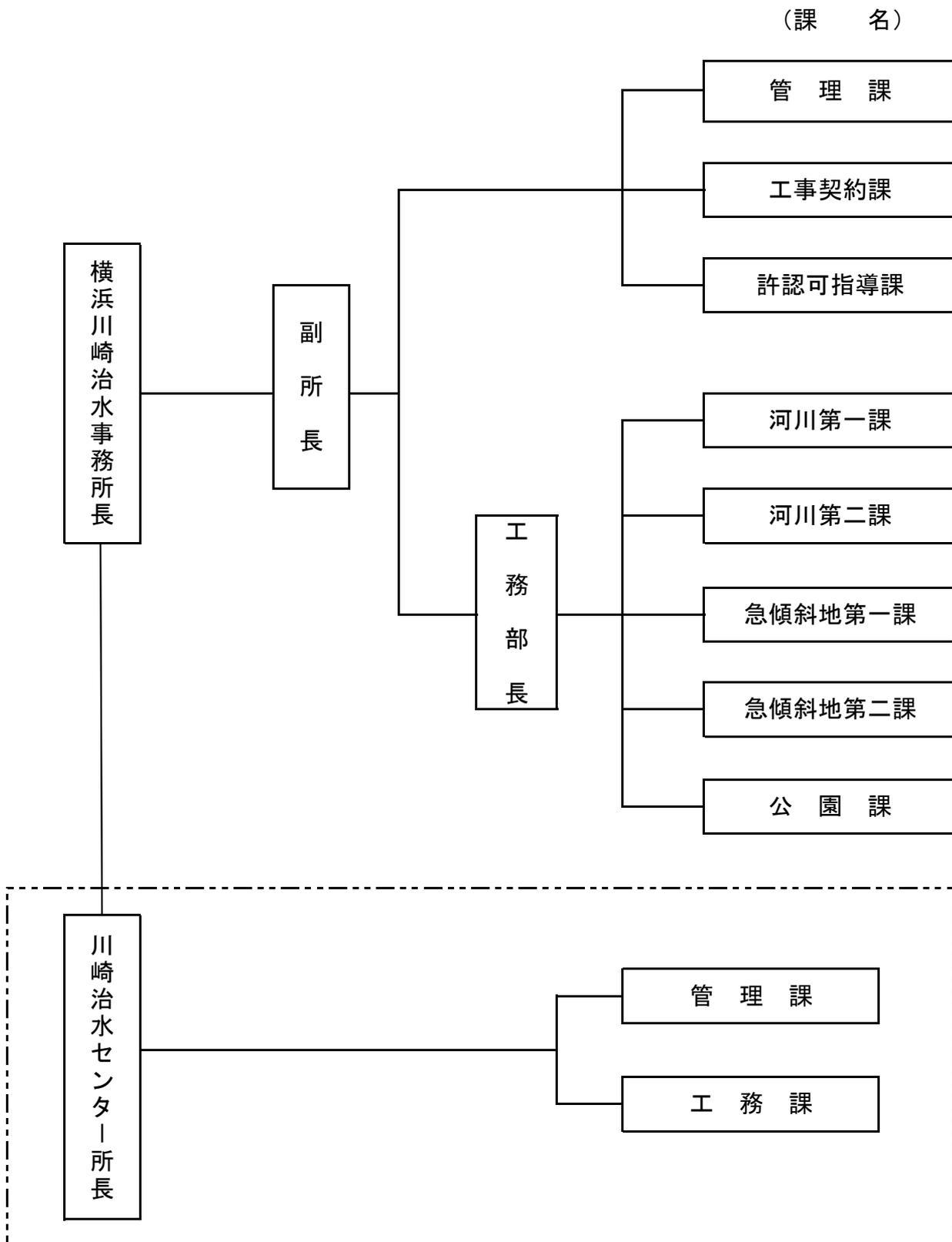
(2) 所管区域(横浜市全域)の概要

番号	区名	面積 (km ²)	世帯数 (所帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
1	鶴見区	33.22	149,698	296,286	8,919
2	神奈川区	23.73	134,855	250,351	10,550
3	西区	7.03	59,502	106,481	15,147
4	中区	21.74	88,158	152,192	7,001
5	南区	12.65	108,762	199,296	15,755
6	港南区	19.90	97,588	212,959	10,701
7	保土ヶ谷区	21.93	101,327	205,494	9,370
8	旭区	32.73	108,682	241,091	7,366
9	磯子区	19.05	80,005	164,679	8,645
10	金沢区	30.96	90,690	194,028	6,267
11	港北区	31.40	182,461	364,075	11,595
12	緑区	25.51	81,974	182,654	7,160
13	青葉区	35.22	136,108	308,304	8,754
14	都筑区	27.87	88,679	214,752	7,705
15	戸塚区	35.79	125,632	282,432	7,891
16	栄区	18.52	54,536	120,648	6,514
17	泉区	23.58	64,470	150,625	6,388
18	瀬谷区	17.17	54,217	121,288	7,064
所管区域(横浜市) 合計		438.01	1,807,344	3,767,635	8,602
神奈川県 計		2,416.32	4,374,227	9,218,071	3,815
県市対比(市/県)		18.1%	41.3%	40.9%	

注1) 面積は、「令和5年全国都道府県市区町村別面積調」— 国土地理院 (R5.1.1時点)

注2) 世帯数/人口は、「神奈川県の人口と世帯」— 県統計センター (R6.4.1現在)

(3) 事務所の機構



(4) 職員の配置状況及び分掌事務

令和6年4月1日現在

組 織 (職名)	氏 名	分 掌 事 務	職 員 数					
			事 務 職 員	技 術 職 員	臨 時的 任 用 職 員	暫 定 再 任 用 職 員	会 計 年 度 任 用 職 員	計
所 長	中 丸 博 史	所の総括		1				1
副 所 長	依 田 孝 志 (出 納 員)	所の総括補佐	1					1
工 務 部 長	高 岡 達 也	部の総括		1				1
管 理 課 長	花 上 正 司 (出 納 員)	課の総括	1					1
副 主 幹	成 田 一 也	文書の管理、予算経理、財産管理、物品の調達等	3				1	4
小 計			4				1	5
工 事 契 約 課 長	尾 崎 次 郎	課の総括	1					1
副 主 幹	中 山 久 仁 子	工事に関する入札及び契約、工事費の予算経理及び収入等	3					3
小 計			4					4
許 認 可 指 導 課 長	田 畑 澄 人	課の総括	1					1
副 主 幹	吉 本 浩 章	河川占用許可、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可、土砂搬出に係る処理計画書の受理等	7			1	2	10
	小 杉 昌 史	土木工事に関する用地の取得等						
小 計			8			1	2	11

次ページへつづく

前ページからのつづき

組 織 (職名)	氏 名	分 掌 事 務	職 員 数					計
			事 務 職 員	技 術 職 員	臨 時的 任 用 職 員	暫 定 再 任 用 職 員	会 計 年 度 任 用 職 員	
河川第一課長	永田健一郎	課の総括		1				1
副 技 幹	新山雅紀	鶴見川水系及び帷子川水系の河川改修・維持管理工事の設計・監督 許認可事務の技術審査 水防計画等		5			2	7
小 計				6			2	8
河川第二課長	中川徹	課の総括		1				1
副 技 幹	北原淳一	柏尾川水系、大岡川水系及び侍従川水系の河川改修・維持管理工事の設計・監督 許認可事務の技術審査等		5				5
小 計				6				6
急傾斜地第一課長	島崎恭一	課の総括		1				1
課 長 補 佐	戸田浩司	課の総括補佐		1				1
副 技 幹	池谷真吾	急傾斜地崩壊危険区域指定の事前調査、土砂災害防止法による指定、 許認可事務の技術審査等		7				7
小 計				9				9
急傾斜地第二課長	間ヶ部健夫	課の総括		1				1
副 技 幹	鈴木誠一	急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地崩壊対策事業等		6	2		1	9
小 計				7	2		1	10
公園課長	露木孝司	課の総括		1				1
副 技 幹	増田尚之	公園事業の企画・調整、篠原園地の維持管理業務、各公園の整備事業・維持管理工事の調査・設計・監督、指定管理者との調整等		3			1	4
小 計				4			1	5
合 計			17	34	2	1	7	61

(5) 組織の沿革

- 昭和36年12月1日 横浜市内準用河川の維持管理及び整備のため、庶務課、工務課の2課による特設事務所として横浜市保土ヶ谷区上星川132番地に設置される。
(昭和36年規則第90号)
- 昭和38年5月1日 横浜市保土ヶ谷区釜台町20番地の1に庁舎を新築し、移転する。
(昭和38年規則第29号)
- 昭和41年4月1日 用地課が新設される。(昭和41年規則第11号)
- 昭和42年6月2日 工務第二課が増設され、工務課は工務第一課と、工務第二課の2課制となる。(昭和42年規則第49号)
- 昭和47年4月1日 神奈川県行政機関設置条例の一部改正により、条例に基づく治水事務所として、従来の河川関係業務に加え横浜市内の急傾斜地崩壊対策業務を所管することとなる。(昭和47年条例第18号)
- 昭和47年8月1日 次長制がしかれる。(昭和47年規則第106号)
- 昭和48年7月1日 急傾斜地課が新設され、工務第一課、工務第二課が河川第一課、河川第二課に改められる。(昭和48年規則第75号)
- 昭和56年6月1日 管理部(管理課、用地課)、工務第一部(河川第一課、河川第二課)、工務第二部(急傾斜地課、特別工事課)の3部が設置され、各課の係が廃止となる。(昭和56年規則第108号)
- 昭和57年6月1日 磯子駐在事務所(磯子区、金沢区、港南区及び南区)が新設される。(細部組織の設置)
- 昭和58年6月1日 管理部(管理課、用地課)、河川部(河川第一課、河川第二課)、急傾斜地部(急傾斜地第一課、急傾斜地第二課)、特別工事部(工事第一課、工事第二課)の4部が設置され、河川第二課、急傾斜地第二課は磯子駐在事務所(中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区及び泉区)となる。
(昭和58年規則第52号)
- 昭和61年6月1日 管理部に許認可指導課が新設され、管理課、許認可指導課、用地課の3課体制となる。(昭和61年規則第27号)
- 平成元年4月1日 管理部に工事契約課が新設され、管理課、工事契約課、許認可指導課、用地課の4課体制となる。(平成元年規則第49号)
- 平成5年4月1日 副所長制がしかれる。(平成5年規則第33号)
- 平成7年10月1日 横浜市西区岡野2丁目12番20号の現在地に新設された横浜西合同庁舎に移転する(平成7年規則第100号)とともに、磯子駐在事務所を廃止する。

- 平成 9年 4月 1日 特別工事が廃止され、管理部（管理課、工事契約課、許認可指導課、用地課）、河川部（河川第一課、河川第二課）、急傾斜地部（急傾斜地第一課、急傾斜地第二課）の3部体制となる。（平成9年規則第30号）
- 平成14年 4月 1日 管理部用地課が廃止され、管理部は管理課、工事契約課、許認可指導課の3課体制となる。（平成14年規則第30号）
- 平成17年 4月 1日 河川部及び急傾斜地部が廃止され、工務部となり、管理部（管理課、工事契約課、許認可指導課）、工務部（河川第一課、河川第二課、急傾斜地第一課、急傾斜地第二課）の2部体制となる。（平成17年規則第108号）
- 平成21年3月31日 横浜地区公園管理事務所が廃止され、指定管理者制度導入後も引き続き県が担う業務について横浜治水事務所に移管される。
- 平成21年 4月 1日 工務部に公園課が設置され、5課体制となる。
管理部が廃止され、管理課、工事契約課、許認可指導課の3課となる。
- 平成22年 4月 1日 横浜治水事務所と川崎治水事務所が廃止され、横浜市内を所管とする横浜川崎治水事務所が設置される。（平成21年条例第95号）
横浜川崎治水事務所に、川崎市内を所管とする川崎治水センターが設置される。（平成22年規則第16号）